

作成日 令和 7年 5月 8日

令和7年度 施行

個人住民税システム改修委託(所得税・個人住民税定額減税対応)

(総務課 行政 経営係)

公示用

個人住民税システム改修委託(所得税・個人住民税定額減税対応)

項目	単価	数量	単位	金額	備考
システム改修PKG		1	式		仕様は別紙参照
導入支援費		1	式		仕様は別紙参照
小計					
再計					
消費税 10 %					
合計					

【概要】

令和5年11月2日の閣議決定にて令和6年6月より所得税・個人住民税の定額減税の実施が決定

1. 令和6年度税制改正において、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を、過去2年間での所得税・個人住民税の税収増と見合う規模、すなわち3兆円台半ばの規模で実施
2. 減税のスタート時期は令和6年6月
3. 住宅ローン控除の仕組みを参考に、所得税・個人住民税の制度間の連携により減税の効果が広く及ぶ仕組み
4. これらの措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填
5. 令和6年度税制改正として年末に成案を得るべく、その方向性を経済対策に盛り込む

令和7年課税に向けて以下の変更が予定されていることから、システム対応を行う。

1. 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から1万円を控除（令和6年度課税で定額減税されていない対象者への対応）
2. 令和7年1月末までに提出される給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、記載要領を変更
3. 令和6年分の所得税の確定申告書について、様式を変更

【システム改修内容一覧】

No.	改修機能	改修内容（詳細）
1	当初課税処理・更正計算 ・住民税計算、所得税計算 ・課税判定・課税計算 ・新規課税・更正処理・徴収区分変更処理 ・月割期割変更処理	課税処理について、令和7年度向けの計算を行えるよう以下の対応を実施 ・定額減税に伴う所得税計算（令和6年分申告）の変更 ・定額減税に伴う住民税計算（令和7年度課税）の変更 ※基本的な計算は、令和6年度課税向けに対応済であるが、令和7年度については同一生計配偶者のみが適用対象となる。徴収方法は、法本則に従つたものとなり徴収方法の変更を行う。 ・確定申告書に定額減税額判定に必要な情報が追加されることに伴うインターフェースの変更 ・エラーチェックの追加、見直し
2	国税連携 ・国税データ連携 ・国税データ申告書一覧 ・国税データ申告書印刷	令和7年1月から配信される確定申告書（国税連携）情報をシステムに登録できるよう以下の対応を実施 ・定額減税に伴う所得税計算（令和6年分申告）の変更 ・確定申告書に定額減税額判定に必要な情報が追加されることに伴うインターフェースの変更 ・エラーチェックの追加、見直し ・各種帳票様式の変更
3	申告相談システム連携 ・申告相談用データ渡し ・申告相談システムからの資料取込	申告相談システムと前年課税データの連携、申告相談システムに登録した課税資料（確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書）の情報を取込できるよう以下の対応を実施 ・各種課税資料に定額減税額判定に必要な情報が追加されることに伴うインターフェースの変更 ・エラーチェックの追加、見直し